

四日市市告示第173号

四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱（平成20年四日市市告示第158号）の一部を次のように改正する。

第7号様式を次のように改める。

様

四日市市長 印

居宅介護住宅改修費等支給決定通知書

居宅介護住宅改修費等支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年 月 日																			
申請年月日及び支給金額	年 月 日申請 (支給金額) 円																			
決定内容													支給総額							円

振込先(予定)																								
金融機関													支店											
口座種目													口座番号											
口座名義人													振込予定日	年 月 日										

- この通知について不服があるときは、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県介護保険審査会に対し、審査請求をすることができます。
- この通知について不服がある場合は、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、四日市市(訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長)を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この通知については、上記1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(介護保険法第196条)。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
  - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)